平成12年(行ケ)第134号 審決取消請求事件(平成13年1月29日口頭弁 論終結)

判 三洋電機株式会社 代表者代表取締役 [A] 原 告 鳥取三洋電機株式会社 代表者代表取締役 (B) 両名訴訟代理人弁理士 良 【C】 山本 特許庁長官 被 指定代理人 [D][E] 同 [F] 同 同 (G) 主 文

原告らの請求を棄却する。 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

- 第1 当事者の求めた裁判
  - 1 原告ら

特許庁が平成11年審判第1690号事件について平成12年3月7日にした審決を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

2 被告

主文と同旨

- 第2 当事者間に争いのない事実
  - 1 特許庁における手続の経緯

原告らは、平成3年9月19日、名称を「コードレス電話装置」とする発明 (以下「本願発明」という。)につき特許出願をした(特願平3-239814号)が、平成10年12月24日に拒絶査定を受けたので、平成11年2月4日、これに対する不服の審判の請求をした。

特許庁は、同請求を平成11年審判第1690号事件として審理した上、平成12年3月7日に「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は同月31日、原告らに送達された。

2 本願発明の要旨

電話回線に接続された親機と、該親機と無線で結ばれた子機よりなるコードレス電話装置において、前記子機に、充電状態か否かを検出する手段と、少なくとも受話音声を拡声する拡声モード或いは通常受話モードのいずれかを選択する手段と、第1の通話操作がなされたとき、充電状態であれば拡声モードを選択し、充電状態でなければ通常受話モードを選択し、また第2の通話操作がなされたとき、充電状態に関係なく、拡声モードを選択するように前記選択手段を制御する制御手段を設けたことを特徴とするコードレス電話装置。

3 審決の理由

審決は、別添審決謄本写し記載のとおり、本願発明が、特開平3-212045号公報(以下「引用例」という。)に記載された発明(以下「引用例発明」という。)並びに特開昭63-234654号公報(以下「周知例1A」という。)及び実願平1-127629号(実開平3-65342号)のマイクロフィルム(以下「周知例1B」という。)に開示された「子機の状態に関係なく必要に応じて任意無条件に拡声モードを設定できるようにしたコードレス電話機」の周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができないとした。第3 原告ら主張の審決取消事由

審決の理由中、本願発明の要旨の認定、引用例の記載をそのまま摘記した部分(審決謄本2頁2行目~末行)の認定、本願発明と引用例発明との相違点の認定 は認める。

審決は、本願発明と引用例発明との一致点の認定を誤り(取消事由1)、また相違点についての判断を誤った(取消事由2)結果、本願発明が引用例発明及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたとの誤った結論に至ったものであるから、違法として取り消されるべきである。

- 取消事由1 (一致点の認定の誤り)
- 審決は、引用例発明を「電話回線に接続された親機と、該親機と無線で結 ばれた子機よりなるコードレス電話装置において、前記子機に、充電状態か否かを 検出する検出部20と、レシーバの感度を切りかえる切りかえ部21と、通話操作 がなされたとき、子機が充電器に置かれていればレシーバを高感度にし、子機が充 電器に置かれていなければレシーバを通常感度に制御する制御部18を設けるコー ドレス電話装置」(審決謄本3頁3行目~8行目)と認定し、この認定に基づいて、本願発明と引用例発明とが「電話回線に接続された親機と、該親機と無線で結ばれた子機よりなるコードレス電話装置において、前記子機に、充電状態か否かを検出する手段と、少なくとも受話音声を拡声する拡声を一下或いは通常受話を一下 のいずれかを選択する手段と、第1の通話操作がなされたとき、充電状態であれば 拡声モードを選択し、充電状態でなければ通常受話モードを選択するように前記選 択手段を制御する制御手段を設けるコードレス電話装置。」(同3頁21行目~2
- 6行目)である点で一致すると認定した。 (2) しかしながら、引用例には、通話操作がされたときに子機が充電器に置かれているか否かに応じて、レシーバの動作状態を選択することは記載されていなれているのでは、ロシーバの動作状態を選択することは記載されていな い。また、引用例には、レシーバを高感度に設定するには、まず子機を手持ちとする通話動作を経た後、これを専用置台に置く旨が記載されている。したがって、審 決が、引用例発明につき「通話操作がなされたとき、子機が充電器に置かれていれ 用例発明との一致点と認定したことも誤りである。
- (3) 被告は、周知例1A、特開昭63-262946号公報(以下「周知例2 特開昭63-94748号公報(以下「周知例2B」という。) A」という。)、 に、通話操作手段を備え、これによって通話操作がされたときに、充電状態である か非充電状態であるかに応じて通常受話モード又は拡声モードを選択する構成のコ ードレス電話装置が開示されており、そのような構成が周知であるから、当業者は、引用例の記載に基づき、引用例発明において充電状態であるか非充電状態であるかに応じてレシーバの感度を切り換える選択動作と通話操作とが関係すること を、記載されているも同然の自明な技術的事項として理解する旨主張する。
- しかしながら、周知例1A、同2A及び同2Bに記載された各発明は、い ずれも親機側で拡声受話を行うものであって、子機側で拡声受話を行うコードレス 充電状態であるか非充電状態であるかに応じて通常受話モード又は拡声モードを選 択する構成が周知であるということはできない。したがって、引用例には、たとえ 周知技術を参酌したとしても、「通話操作がなされたとき、子機が充電器に置かれ ていればレシーバを高感度にし、子機が充電器に置かれていなければレシーバを通 常感度に制御する」構成が記載されているとはいえないのである。
- 取消事由2(相違点についての判断の誤り) ) 審決は、本願発明と引用例発明との相違点である「本願発明は、第2の通 話操作がなされたとき、子機の充電状態に関係なく、拡声モードを選択する構成を備えているのに対して、引用例に記載の発明(注、引用例発明)は、該構成を備え (審決謄本3頁29行目~31行目)について、「本願発明における ていない点」 子機の充電状態に関係なく拡声モードを選択することの技術的意味は、第1の通話 操作により子機の充電状態に応じて拡声モード又は通常受話モードが自動的に選択 されることによって操作性及び利便性が向上した反面、充電状態でないときには拡声モードが選択されないという制約が生じたので、これを考慮して、第2の通話操作により子機の状態に関係なく任意無条件に拡声モードを設定できるようにしたこ とにある」(同3頁34行目~4頁3行目)とした上で(このことは認める。) 周知例1A及び同1Bを引用して「子機の状態に関係なく必要に応じて任意無条件 に拡声モードを設定できるようにしたコードレス電話機は、拡声モードとしての基 本的構成にすぎず、周知技術・・・である」(同4頁5行目~8行目)とし、「引 用例に記載の発明(注、引用例発明)に、前記相違点にかかる、拡声モードとして

の基本的構成による利点をも考慮して、子機の状態に関係なく拡声モードを設定する前記周知技術を付加することによって、本願発明の構成とすることは、当業者が 容易に想到できるものと認められる」(同頁10行目~13行目)と判断した。

しかしながら、上記1の(3)のとおり、周知例1Aに記載された発明は 親機(親装置1)側で拡声受話を行うものであって、子機(無線電話機2)側で拡 声受話を行うコードレス電話装置を開示するものではない。しかも、周知例1Aに おける親機の拡声モードとは、親機に有線接続された電話回線からの相手方の音声 信号を親機のスピーカ38で再生するもので、子機は親機に対し動作的に何らの関与もしないから、周知例1Aには、拡声モードに関する限り、電話回線に有線接続された単体電話機が開示されているにすぎない。このような周知例1Aの記載に基 づいて「子機の状態に関係なく必要に応じて任意無条件に拡声モードを設定できる ようにしたコードレス電話機」が周知技術であると認定したことは誤りである。

この点につき、被告は、審決が、周知例1Aによって親機で拡声受話を行 う実施態様を引用したものではないと主張する。しかしながら、親機と子機とから成ることを必須の構成とするコードレス電話装置において、「拡声モードを設定できるようにしたコードレス電話機」を認定するためには、あくまでコードレス電話機関を認定するためには、あくまでコードレス電話機関を認定するためには、あくまでコードレス電話 機特有の機能を発揮した態様、すなわち、受話音声の拡声につき、電話回線からの受話信号を親機の送信回路を介して子機に送信し、子機において受信したその信号 をアンプを介して拡声用スピーカで再生することにより達成する態様である必要が あり、このような態様を備えない周知例1A記載の無線電話装置により、上記周知 技術を認定することはできない。

(3) また、周知例1Bには、子機1のオフフックボタンの操作により拡声モードに設定する構成が開示されているが、充電状態にあるときに拡声モードに設定で きるか否かは明らかではない。子機1は、周知例1Bの第2図のような立った状態で充電されると考えられるが、このような状態で各キーを操作しようとすると、子 機がその力で倒れる可能性があり、充電状態ではキー操作ができないようにされて はかての力で倒れる可能性があり、元電状態ではヤー保作ができないようにされているとも考えられる。したがって、充電状態にあるときには拡声モードに設定できないように構成することも考えられるから、このような周知例1Bの記載に基づいて「子機の状態に関係なく必要に応じて任意無条件に拡声モードを設定できるようにしたコードレス電話機」が周知技術であると認定したことも誤りである。 この点につき、被告は、充電状態にあるときにも通話可能であることがコードレス電話機における技術党等であり、子機を押替する形を見れば、子機が立った。

ードレス電話機における技術常識であり、子機を把持する形をとれば、子機が立っ た状態でもキー操作ができるとして、周知例1日記載のコードレス電話装置の子機 が、充電状態にあるときにも、拡声モードに設定できる構成であると主張する。し かしながら、充電状態にあるときにも通話可能であることと、充電状態でスピーカ ホンボタンの操作により拡声モードに設定されることとは何ら関係がない。さら に、子機を把持する等のユーザーによる不確定な使用方法を前提として、子機が立 った状態でもキー操作ができるなどとすることが失当であることは明らかである。 したがって、周知例1B記載のコードレス電話装置の子機は、充電状態にあるとき には拡声モードに設定できないように構成されていると考えるべきである。

被告の反論

審決の認定及び判断は正当であり、原告ら主張の取消事由は理由がない。

取消事由1(一致点の認定の誤り)について

原告らは、引用例に、通話操作がされたときに子機が充電器に置かれているか否かに応じて、レシーバの動作状態を選択することは記載されていない旨主張するところ、確かに、引用例には、子機が充電器に置かれているか否かに応じて、レ シーバの感度を切り換えるように制御部18が動作することが記載されているにと どまり、制御部18がレシーバの感度を切り換える選択動作と通話操作との関係を 説明した明示的記載は認められない。

しかしながら、周知例1A、周知例2A及び周知例2Bには、いずれも通話 操作手段(周知例1Aが「発信スイッチ31」、周知例2Aが「オフフック釦」、 周知例2Bが「フックアップキー」)を備え、これによって通話操作がされたとき に、充電状態であるか非充電状態であるかに応じて通常受話モード又は拡声モード を選択する構成のコードレス電話装置が開示されており、このような構成は、コードレス電話装置の技術分野において周知一般の形態であるということができる。そ うすると、当業者は、引用例の記載に基づき、引用例発明において、上記周知一般 の形態と同様、充電状態であるか非充電状態であるかに応じてレシーバの感度を切 り換える選択動作と通話操作とが関係することを、技術常識であるから説明を省略

したにすぎないが、記載されているも同然の自明な技術的事項として、理解するも のというべきである。

なお、原告らは、引用例には、レシーバを高感度に設定するには、まず子機 を手持ちとする通話動作を経た後、これを専用置台に置く旨が記載されているとも 主張するが、引用例の記載において、子機を手持ちとする通話動作やこれを専用置 台に置くことは、一つの動作過程を例示して説明したにすぎないことが明らかであ って、そのような制約を伴って通話動作が設定されると解すべき理由はない。

したがって、審決の引用例発明の認定に誤りはなく、ひいて一致点の認定に も誤りはない。

取消事由2(相違点についての判断の誤り)について

周知例1Aに記載された無線電話装置(コードレス電話装置)は、子機(無 線電話機)が親機(親装置1)に装着されているか否か、すなわち、子機が充電状 態にあるか否かに関係なく、拡声スイッチ40の操作によって通常通話動作と拡声 通話動作との間を移行するものであるから、「子機の状態に関係なく必要に応じて 任意無条件に拡声モードを設定できるようにしたコードレス電話機」ということが できるものである。

原告らは、周知例1Aに記載された発明が、親機側で拡声受話を行うもので あって、子機側で拡声受話を行うコードレス電話装置を開示するものではないと主 張するが、審決が周知例1Aを引用した趣旨は、拡声モードを備えるコードレス電 話機において、必要に応じて任意無条件に拡声モードを設定できるようにしたコー に対し動作的に何らの関与もしない旨主張が、周知例1Aの第5~第10図に

記載された実施例では、拡声スイッチ40が操作されると、無線電話機2(子機) が親装置1(親機)に非装着の場合は、無線電話機2の送話器16が親装置1のス ピーカ38に接続されて、拡声通話動作に設定されるから、子機は親機の動作に関 与している。

周知例1日に記載されたコードレス電話装置は、子機1のスピーカホンボタン6を押すごとに、イヤーピース用スイツチ10とスピーカ用スイッチ11のそれぞれのON、OFF状態が反転して、通常通話モードと拡声モードとが切り換わる ものであるから、「子機の状態に関係なく必要に応じて任意無条件に拡声モードを 設定できるようにしたコードレス電話機」ということができるものである。

原告らは、周知例1Bにおいて、充電状態にあるときに拡声モードに設定できるか否かが明らかではないとか、充電中の立った状態で子機1のキーを操作しよ うとすると、子機が倒れる可能性があるから、充電状態ではキー操作ができないよ うにして、拡声モードに設定できないよう構成することも考えられるなどと主張するが、充電状態にあるときにも通話可能となっていることはコードレス電話機にお ける技術常識であり、また、子機を把持する形をとれば、子機が立った状態でも安 定したキー操作ができるから、周知例1日記載のコードレス電話装置の子機が、充 電状態にあるか否かにかかわらず、拡声モードに設定できる構成であることは明ら かである。

第 5 当裁判所の判断

取消事由 1 (一致点の認定の誤り) について (1) 引用例に「コードレス子機を置く専用置台を設け、前記コードレス子機は そのコードレス子機が前記専用置台に置かれたことを検出して制御信号を出力する 検出手段と、前記制御信号に対応してレシーバ感度を切りかえるレシーバ感度切り かえ手段と、前記制御信号に対応してマイク感度を切りかえるマイク感度切りかえ 手段とを備え、前記感度切りかえは前記子機が専用置台に置かれているときには前 記子機を手持ち操作するときの感度より高感度にするようにしたコードレス電話装置」(審決謄本2頁4行目~10行目)、「検出部20は子機が専用置台に置かれ ているときに、その状態に対応した第1の制御信号出力を制御部18に入力する。 制御部18は・・・前記第1の制御信号入力に対応した第2の制御信号を切りかえ 部21に出力する。切りかえ部21は前記第2の制御信号を受けて切りかえ信号を マイクアンプ11およびレシーバ駆動部16に出力する。マイクアンプ11とレシ ―バ駆動部16はその切りかえ信号を受けて感度が切りかわるようになってい る。」(同頁19行目~25行目)、「子機を手持ちで操作するときは、通常の動 作を行う。子機をハンドフリー操作のために専用置台22に置くと検出部20が専

用台に置かれたことを検出して第1の制御信号を制御部18に出力する。制御部18はその第1の制御信号を受けて第2の制御信号を切りかえ部21に出力し、切りかえ部21はその第2の制御信号を受けて切りかえ信号をレシーバ駆動部16とマイクアンプ12はそれぞれ感度が手持ち操作の時よりも高くなるように切りかわる。」(同頁27行目~34行目)、「専用置台は子機内蔵の二次電池の充電器を兼ねたものでも・・・よい。さらに、子機の充電器を兼ねたものであるときに、検出部20の機能は充電電圧の有無でも置きかえることができる。」(同頁35行目~38行目)との各記載があることは、当事者間に争いがない。

これらの記載によれば、引用例には、コードレス電話装置である引用例発明において、子機に、充電状態か否かを検出する検出部20と、レシーバの感度を切り換えるきりかえ部21と、子機が充電器に置かれていればレシーバを高感度にし、子機が充電器に置かれていなければレシーバを通常感度に制御する制御部18が設けられていることが記載されているということができる。

いから、原告らの上記主張は採用することができない。 (2) ところで、引用例に、制御部18がレシーバの感度を切り換える選択動作と通話操作との関係を説明した明示的記載がないことは、被告の自認するところである。

また、周知例2A(乙第1号証)には、「コードレス電話機に関する。」(1頁右下欄5行目~6行目)、「使用者がハンドセットBの操作部24のオフフック(Off Hook)釦を操作すると、制御回路23はデータバスライン25を介してこれを検知し、発呼信号を・・・空中に放射させる。・・・電話回線と接続後、ハン

そうすると、周知例1A、同2A、同2Bには、いずれもコードレス電話装置において、発信スイッチの操作、オフフック釦の操作、フックアップキーの押下のような通話操作がされたときに、子機が充電中であれば拡声モードを選択し、非充電中であれば通常受話モードを選択する構成が記載されており、コードレス電話装置の技術分野においては、このような構成は周知であったものと認めることができる。

そして、前示(1)のとおり、コードレス電話装置であって、子機が充電器に置かれていればレシーバを高感度にし、子機が充電器に置かれていなければレシーバを通常感度に制御する制御部18が設けられている旨が引用例に記載されていり、引用例発明は、周知例1A、同2A、同2Bと技術分野を同じくするものであり、かつ、上記周知の構成のうちの、子機が充電中であれば拡声モードを選択する構成に相当する構成を有しているといえるである、引用例に明示的な記載のないレシーバの感度の切換え選択動作と通話操作がら、引用例についても、当業者が上記周知の構成を参酌すれば、通話操作がされたときの子機の充電、非充電の状態に対応して上記レシーバの感度の切換え選択動作がときの子機の充電、非充電の状態に対応して上記レシーバの感度の切換え選択動作がおきれたもできるというべきである。そうすると、が、引用例発明を「電話回線に接続された・・・コードレス電話装置において、・・・通話操作がなされたとき、子機が充電器に置かれていればレシーバを高

感度にし、子機が充電器に置かれていなければレシーバを通常感度に制御する制御 部18を設けるコードレス電話装置。」(審決謄本3頁3行目~8行目)と認定し たこと、ひいて本願発明と引用例発明とが「電話回線に接続された・・・コードレ ス電話装置において、・・・第1の通話操作がなされたとき、充電状態であれば拡 声モードを選択し、充電状態でなければ通常受話モードを選択するように前記選択 手段を制御する制御手段を設けるコードレス電話装置。」(同3頁21行目~26 行目)である点で一致すると認定したことは、誤りがないとまではいえないとして も、審決の結論に影響を及ぼすものではないというべきである。

で、金人の和間に影音を及ばするのではないというべきである。 (3) 周知例1A、同2A、同2Bに記載されたコードレス電話装置において拡 声のためのスピーカ等の手段が、子機ではなく、親機ないし充電器に設けられてい ることは前示認定のとおりであるところ、原告らは、その点をとらえて、親機側で 拡声受話を行うコードレス電話装置と、引用例発明のように子機側で拡声受話を行 うコードレス電話装置とは技術分野を異にするものであり、子機側で拡声受話を行 うコードレス電話装置において、通話操作がされたときに、充電、非充電の状態に 応じて通常受話モード又は拡声モードを選択する構成が周知であるということはで きないと主張する きないと主張する。

しかしながら、 コードレス電話装置である点で共通するものが、拡声のた めの手段が設けられた箇所が異なるという一事により、互いに別異の技術分野に属 することになるとは到底解されないところである。また、通話操作がされたとき に、充電、非充電の状態に応じて通常受話モード又は拡声モードを選択するという だけの構成に係る技術事項に、その拡声のための手段が設けられた箇所が子機であ るか、親機ないし充電器であるかによって有意の差が生ずるものとは考えられず、したがって、その拡声のための手段が設けられた箇所が親機ないし充電器であれば 当該構成が周知であるのに、それが子機であれば周知ではないということもあり得 ないというべきである。そうすると、原告らの上記主張は採用することができな

- したがって、審決の一致点の認定に、審決の結論に影響を及ぼすべき誤り があるということはできない。
- 2 取消事由2(相違点についての判断の誤り)について (1) 本願発明の相違点に係る構成である「充電状態に関係なく、拡声モードを 選択する」ことの技術的意義が「第1の通話操作により子機の充電状態に応じて拡 声モード又は通常受話モードが自動的に選択されることによって操作性及び利便性が向上した反面、充電状態でないときには拡声モードが選択されないという制約が 生じたので、これを考慮して、第2の通話操作により子機の状態に関係なく任意無 条件に拡声モードを設定できるようにした」(審決謄本3頁35行目~4頁3行 目)点にあることは、当事者間に争いがない。

ところで、周知例1A(甲第5号証)には、「第6図は、本発明の更に他の実施例を示すブロック図であり、第7図はその外観図である。本実施例では拡声スイッチ40及びスイッチ36が親装置1に設けられている点が前述の実施例と異 なる。本実施例によれば、発信スイッチを兼ねた拡声スイッチ40を用い、無線電 話機2が装着された状態でこの拡声スイッチ40が操作されると第1の実施例で示 したような受話拡声動作を行ない、逆に非装着でこの拡声スイッチ40が操作され ると、第2の実施例で示したような拡声通話動作を行なう。・・・無線電話機2より発信操作がなされた後、拡声スイッチ40が操作(ON)されると・・・制御回路12は無線電話機2が装着されているか否かを検出する・・・装着されていないと判断すると、制御回路12はスイッチ35,36をON状態に、スイッチ34をといるによりなどによる。 OFF状態にし、拡声通話状態となる。これにより、相手方との通話路確立後、送 話器16及びスピーカ38を用いた拡声通話が行なえる。その後、拡声スイッチ4 のが操作(OFF) されると・・・制御回路12は、スイツチ35をOFF状態に、スイッチ34、36をON状態として・・・通常の通話動作に移行する。」
(14欄19行~16欄3行)、「通常の通話状態にて拡声スイッチ40が操作 (ON) され・・・無線電話機2が装着されると・・・受話拡声動作を行なう。 又、無線電話機2が非装着であれば・・・拡声通話動作を行なう」(16欄15行目~17欄1行目)との各記載があり、この記載及び前示1の(2)の周知例1Aの各 記載並びに図面第6図によれば、周知例1Aには、無線電話機2(子機)が親装置 1 (親機)に装着状態(充電状態)であるか、非装着状態(非充電状態)であるか を問わず 、親機に設けられた拡声スイッチ40が操作されるごとに、通常通話動作 と少なくとも親機のスピーカを用いた拡声動作(受話拡声動作又は拡声通話動作)

との間を移行する構成のコードレス電話装置が記載されていると認められる。

また、周知例1日(甲第6号証)には、「本考案は・・・コードレス電話 機に関する」(1頁15行目~20行目)、「本考案・・・の目的は、子機を机等 から取り上げることなく通話が可能であるとともに、子機によるオフフックダイヤ ルやハンズフリー通話をも可能としたコードレス電話を提供することにある」(3 頁13行目~17行目)、「使用者がオフフックボタン5を押すと、マイクロコン ピュータ16がこれを検出し・・・スピーカ用スイッチ11の切換制御入力にスイ ッチONを指示する切換制御信号を送出する。そのため、・・・無線用送受信ユニ ット9よりスピーカ用スイッチ11、スピーカ用アンプ14及びスピーカ3を介して、『ツー』という発信音が出力される。・・・これにより、子機1を机等に置い たままで通話を行ういわゆるハンズフリー通話に自動的に入ることができる。ま た、呼出しに対して相手側が応答した時点でスピーカホンボタン6を押すと、 クロコンピュータ16がこれを検出し、スピーカ用スイッチ11に対してスイッチOFFを指示する切換制御信号を送出するとともに、イヤーピース用スイッチ10に対してスイッチONを指示する切換制御信号を送出する。これにより、スピーカ用スイッチ11がOFF状態、イヤーピース用スイッチ10がON状態となり、イ ヤーピース2とマイク4とによる通常の通話が可能となる。また、通常の通話中に スピーカホンボタン6を押すことにより、これを検出したマイクロコンピュータ1 6がイヤーピース用スイッチ10をOFF状態、スピーカ用スイッチ11をON状 態とすることから、再びハンズフリー通話に切り換えることができる。同様に、ハ 思とすることから、再びハンスフリー通話に切り換えることができる。同様に、ハンズフリー通話中にスピーカホンボタン6を押すことにより・・・イヤーピース2とマイク4とによる通常の通話に切り換えることができる」(8頁4行目~10頁15行目)との各記載があり、これらの記載と図面第1図とによれば、周知例1Bには、7機1に設けられたスピーカボンボタン6が操作されるごとに通常通話動作 と子機のスピーカ3を用いたハンズフリー通話(拡声通話)動作との間を移行する 構成のコードレス電話装置が記載されていると認められる。

このように、周知例1A、同1Bに、いずれもコードレス電話装置において、子機の状態に関わりなく、必要に応じて任意無条件に拡声モードを設定できる旨が記載されていることにかんがみれば、コードレス電話装置の技術分野において、このような構成とすることは周知の技術事項であったと認めることができる。そうすると、上記の「充電状態に関係なく、拡声モードを選択する」ことの技術的意義をも考慮し、引用例発明に上記の周知の技術事項を付加して、相違点に係る本願発明の構成とすることは、当業者において容易に想到することができたものと認められる。

(2) 原告らは、周知例1Aにおける拡声モードが、親機に有線接続された電話回線からの相手方の音声信号を親機のスピーカで再生するもので、子機は親機に対し動作的に何らの関与もしないから、周知例1Aには、拡声モードに関する限り、電話回線に有線接続された単体電話機が開示されているにすぎないと主張するが、前示(1)で認定した周知例1Aの各記載及び第6図によると、そこに記載されたコードレス電話装置は、拡声スイッチ40が操作されたとき、子機(無線電話機2)の装着又は非装着状態を検出して受話拡声動作、拡声通話動作を選択し、また、その拡声通話動作においては、子機に設けられた送話器16を、親機(親装置1)に設けられたスピーカ38とともに用いていることが認められるから、拡声モードにおいて子機が親機に対し動作的に何らの関与もしない旨の主張は誤りである。

いて子機が親機に対し動作的に何らの関与もしない旨の主張は誤りである。 もっとも、その拡声のためのスピーカが、子機ではなく親機に設けられていることは上記のとおりであるところ、原告らは、その点をとらえ、「拡声モードを設定できるようにしたコードレス電話機」が周知であることを認定するためには、コードレス電話機特有の機能を発揮した態様として、受話音声を子機の拡声用スピーカで再生する態様である必要があり、このような態様を備えない周知例1A 記載の無線電話装置により、上記周知技術を認定することはできないと。

しかしながら、審決は、周知例1Aにより、拡声のためのスピーカが子機に設けられた点まで含めて周知技術と認定したものではないのみならず、周知例1Aに記載されたものがコードレス電話装置であり、子機の装着又は非装着状態を検出して受話拡声動作、拡声通話動作を選択し、その拡声通話動作においては、子機に設けられた送話器16を用いていることは前示のとおりであって、コードレス電話装置特有の機能がその拡声モードに関係しているのであるから、拡声のためのスピーカが子機に設けられていないからといって、周知例1Aにより、「拡声モードを設定できるようにしたコードレス電話機」が周知であるとした審決の認定が誤り

であるとすることはできない。

(3) 周知例1B (甲第6号証)には、子機1の充電に関する記載はなく、したがって、充電状態にあるときに拡声モードを設定できるとの明示の記載も存在しないところ、原告らは、子機1は、第2図のような立った状態で充電されると考えられるが、このような状態で各キーを操作しようとすると、子機がその力で倒れる可能性があるから、充電状態にあるときには拡声モードに設定できないように構成されていると考えるべきである旨主張する。

能性があるから、充電状態にあるとさには孤戸七一トに設定でさないように情感されていると考えるべきである旨主張する。
しかしながら、周知例1B(甲第6号証)には、子機1が第2図のようないて、子機を充電状態に置く必要があること、子機が充電状態にあるときにもあるときにもあることは技術常識というべきところ、周知例1B(甲第6号証)にとがであることは技術常識というべきところ、周知例1B(甲第6号証)にとがであるための子機の状態について格別の制約がある旨の記載が見当たらないことにからがみれば、周知例1B(甲第6号証)は、子機が充電状態である場合でも拡声があるれば、周知例1B(甲第6号証)は、子機が充電状態である場合でも拡充したができるにあることができない。

(4) したがって、審決の相違点についての判断に誤りはない。

3 以上のとおりであるから、原告ら主張の審決取消事由は理由がなく、他に審決を取り消すべき瑕疵は見当たらない。

よって、原告らの請求を棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件 訴訟法7条、民事訴訟法61条、65条1項本文を適用して、主文のとおり判決する。

## 東京高等裁判所第13民事部

裁判長裁判官	篠	原	勝	美
裁判官	石	原	直	樹
裁判官	宮	坂	昌	利